

災害復興住宅融資等に関する確認書の記載方法 (新築購入)

「災害復興住宅融資等に関する確認書(新築購入)」(以下「確認書」といいます。)は、本書を参考に記載してください。以下の確認項目について、基準に適合していることが確認できた場合(該当しない場合を含みます。)は、確認書の内容確認欄の「適合」にチェック☑を入れてください。なお、確認書の内容確認欄に不適合が1つ以上ある場合は、当該住宅は融資の対象となりませんのでご了承ください。

※ お手元に【フラット35】新築住宅の適合証明書がある場合は、項目番号1から3までの内容確認欄の「適合」にチェック☑を入れてください。

| 項目番号 | 内容確認欄 (いずれかにチェック) | | 確認項目 | 確認内容 |
|------|--------------------------|--------------------------|------|-----------------------------|
| | 適合 | 不適合 | | |
| 1 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 規格 | 原則として、居住室、炊事室および便所を備えていること。 |

【確認方法】

借入申込みを行った住宅が、居住室、炊事室および便所を備えていることを確認してください。

【確認書類等】

販売チラシ(または現地で、目でみて確認)

| 項目番号 | 内容確認欄 (いずれかにチェック) | | 確認項目 | 確認内容 |
|------|--------------------------|--------------------------|-------|---|
| | 適合 | 不適合 | | |
| 2 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 戸建型式等 | <p>《共同建て住宅または重ね建て住宅(※3)の場合》</p> <p>耐火構造の住宅または準耐火構造(省令準耐火構造を含む。)の住宅であること。</p> <p>* 共同建て住宅および重ね建て住宅でない場合は、左欄の「適合」にチェックを入れてください。</p> |

【確認方法】

I. 戸建型式の確認

下図を参考に、借入申込みを行った住宅の戸建型式を確認してください。

- ・ 一戸建て住宅または連続建て住宅の場合→IIの確認は不要ですので、内容確認欄の「適合」にチェックを入れてください。
- ・ 共同建て住宅または重ね建て住宅の場合→IIにより住宅の構造を確認してください。

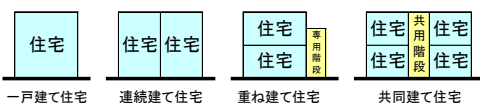


図 戸建型式の例

- ・ 共同建て住宅：2戸以上の住宅が廊下、階段等を共有する建て方の住宅のこと
- ・ 重ね建て住宅：共同建て住宅以外で2戸以上の住宅を重ねるもの
- ・ 連続建て住宅：共同建て住宅以外で2戸以上の住宅を連結するもの

II. 共同建て住宅または重ね建て住宅の場合

耐火構造の住宅または準耐火構造(省令準耐火構造を含む。)の住宅であることを販売会社に確認してください。

【確認書類等】

- ・ Iについては、現場で、目で見て確認
- ・ IIについては、販売会社に確認

| 項目番号 | 内容確認欄 (いずれかにチェック) | | 確認項目 | 確認内容 |
|------|--------------------------|--------------------------|----------|--|
| | 適合 | 不適合 | | |
| 3 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | 併用住宅の床面積 | <p>《併用住宅(※4)の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅部分の床面積が、原則として、全体の床面積の1/2以上であること。 ・ 住宅部分と非住宅部分が壁や建具等により区画されていること。 <p>(注) 住宅部分の床面積が全体の床面積の1/2未満であっても、融資を利用できる場合がありますので取扱金融機関にお問い合わせください。</p> <p>* 併用住宅でない場合は、左欄の「適合」にチェックを入れてください。</p> |

【確認方法】

I. 併用住宅であることの確認

借入申込みを行った住宅が、併用住宅かどうかを下図を参考にして確認してください。併用住宅である場合は、IIにより床面積について確認してください。併用住宅でない場合は、IIの確認は不要ですので、内容確認欄の「適合」にチェックを入れてください。

II. 住宅部分の床面積の確認(併用住宅の場合のみ)

次の①および②を販売チラシまたは現地で確認してください。

- ① 住宅部分の床面積が、全体の床面積の1/2以上であること(※)。
- ② 住宅部分と非住宅部分が、壁や建具等で区画されていること。

※ 住宅部分の床面積が全体の床面積の1/2未満であっても、融資を利用できる場合がありますので取扱金融機関にお問い合わせください。

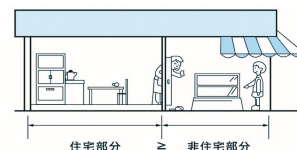


図 併用住宅の例

併用住宅とは、住宅の一部に、店舗・事務所等の用途に使用する部分があり、内部で相互に行き来できる住宅です。

【確認書類等】

販売チラシ(または現地で、目でみて確認)

内容を確認した書類は、大切に保管してください。住宅金融支援機構の職員が、後日、技術基準に適合していることについて書類を確認させていただく場合がありますのでご承知おきください。